

第3号様式（第7条関係）

会 議 録

審議会等の名称	令和3年度 第1回富士市入札監視委員会																						
庶務を担当する部課等	財政部 契約検査課 内線番号（2787）																						
会議の開催の日時	令和3年7月20日（火） 午後1時30分～午後3時30分																						
会議の開催の場所	富士市消防防災庁舎3階 災害対策本部室																						
出席者	<ul style="list-style-type: none"> 入札監視委員会委員（Zoomによる出席） 田中聡、山本睦、長橋順、渡邊里香、畔村勇次 工事担当者、事務局 																						
議題	<ol style="list-style-type: none"> 発注工事入札契約手続の運用状況報告について 案件抽出審議について 																						
配付資料	令和3年度 第1回富士市入札監視委員会 次第、席次表、審議書																						
審議の状況	<ul style="list-style-type: none"> 審議対象となる工事を抽出する指定委員は、事前に渡邊委員に依頼済み 令和2年10月1日～令和3年3月31日までに市が発注した105件の工事に係る入札契約手続きの運用状況報告 入札参加資格停止等2件の運用状況報告 抽出案件6件についての審議 																						
審議の結果	<ul style="list-style-type: none"> 発注工事入札契約手続きの運用について特に意見はなかった。 入札参加資格停止等の運用について特に意見はなかった。 指定委員が抽出した、下記案件について審議を行った。特に不適切な点はなかった。（審議内容については別紙のとおり。） <p><抽出案件></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>No.</th> <th>工 事 名</th> <th>入札契約方式</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>令和2年度 天間川成島2027-2号線ほか管路新設工事</td> <td>一般競争入札</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>(合併) 令和2年度 左富士臨港線(青葉台東工区)街路築造工事・左富士臨港線(西木の宮町)配水管布設工事</td> <td>一般競争入札</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>令和2年度 八王子沖田1-3-2-1号線管路新設工事</td> <td>一般競争入札</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>令和2年度 東部処理区432号線管更生工事</td> <td>一般競争入札</td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>令和2年度 富士市中央消防署女性職員専用施設整備主体工事</td> <td>指名競争入札</td> </tr> <tr> <td>6</td> <td>富士市東部浄化センター水処理棟1系生污泥ポンプNo.2更新工事</td> <td>指名競争入札</td> </tr> </tbody> </table>		No.	工 事 名	入札契約方式	1	令和2年度 天間川成島2027-2号線ほか管路新設工事	一般競争入札	2	(合併) 令和2年度 左富士臨港線(青葉台東工区)街路築造工事・左富士臨港線(西木の宮町)配水管布設工事	一般競争入札	3	令和2年度 八王子沖田1-3-2-1号線管路新設工事	一般競争入札	4	令和2年度 東部処理区432号線管更生工事	一般競争入札	5	令和2年度 富士市中央消防署女性職員専用施設整備主体工事	指名競争入札	6	富士市東部浄化センター水処理棟1系生污泥ポンプNo.2更新工事	指名競争入札
No.	工 事 名	入札契約方式																					
1	令和2年度 天間川成島2027-2号線ほか管路新設工事	一般競争入札																					
2	(合併) 令和2年度 左富士臨港線(青葉台東工区)街路築造工事・左富士臨港線(西木の宮町)配水管布設工事	一般競争入札																					
3	令和2年度 八王子沖田1-3-2-1号線管路新設工事	一般競争入札																					
4	令和2年度 東部処理区432号線管更生工事	一般競争入札																					
5	令和2年度 富士市中央消防署女性職員専用施設整備主体工事	指名競争入札																					
6	富士市東部浄化センター水処理棟1系生污泥ポンプNo.2更新工事	指名競争入札																					
備考	<ul style="list-style-type: none"> 改善要望事項については、検討を行い次回会議より実施する。 再苦情等が寄せられた場合は、臨時会議を開催する。 																						

(別紙) 抽出案件の審議内容

抽出事案1 令和2年度 天間川成島2027-2号線ほか管路新設工事

	質疑	応答
質問1	一般競争入札 No.1 及び No.2 の案件は、入札参加者が1者であり、同じ業者が落札しているのはなぜか。	一般競争入札 No.1 及び No.2 の案件については、入札参加者が1者であったことは偶然の結果であり、落札率も高くないため適正な入札が行われたものとする。
質問2	随意契約 No.1 の案件についても同じ業者が落札しているのはなぜか。	随意契約の案件については、一般競争の案件を原因とする水道管布設工事であるため、合併として1件の入札としていたが、水道管移設について、道路管理者の静岡県との協議が難航し、発注可能時期が不透明であったため、やむを得ず下水道工事を先行して発注した工事であり、その後、静岡県との協議が完了したため随意契約として発注した。審議案件と同一箇所の密接に関連する工事案件であることから、当業者との随意契約はやむを得ないと考える。
質問3	入札参加条件が厳しい印象を受けたが、実際に条件を満たす業者は富士市に何件ぐらいあるのか。	推進工法は専門性の高い特殊な工法で、施工経験がある業者に限られてしまうことから、土木A等級の業者がほとんどであり、その中でも推進工法に適切な業者は8者である。
質問4	合併として発注できる工事と発注できない時の理由はなにか。	合併入札は、下水道や道路工事に付随して水道管の移設が必要だった場合に、これまで随意契約として発注していたものを、競争性を高める目的で合併として当初から1件の入札として発注しており、今回の場合は下水道工事に付随して事前に水道管移設が必要なことが分かっていたため合併入札として発注をした。また、水道管移設が不明な場合は、別発注してその後やむを得ず随意契約とする場合がある。
質問5	工期が10月まで延長した理由はなにか。	工期延長の理由は、推進工法の立坑を掘削したところ、岩盤が強固で施工に時間を要したからである。
質問6	工期延長に伴い経費面ではどのような影響があったか。	期間延長に伴い経費を理由とする変更契約はしていないが、受注者から工期延長したことによる損失があり、経費の増額を求められるようであれば変更契約を行う予定である。また、経費算出については、現時点では未計算だが静岡県の土木積算基準書に則り日数から算出することとなっている。
審議結果	・適正に処理されていることを確認した。	

抽出事案2 (合併) 令和2年度 左富士臨港線(青葉台東工区)街路築造工事・左富士臨港線
(西木の宮町)配水管布設工事

	質疑	応答
質問1	入札参加者が7者と多い割に落札率が高い理由はなぜか。	入札参加者についてアンケートを行った結果、落札者を除く6者は、予定価格及び最低制限価格を強く意識しており、積算基準により入札金額を決定していたが、落札者については、予定価格は意識したが最低制限価格はあまり意識しなかったと回答し、入札金額は実際の工事費用により決定しており、本案件は道路新設工事であり、交通規制等の制限がなく、施工のしやすさから人気の工事であったため、結果的に入札参加者のうち6者が最低制限価格を狙って無効となり、最低制限価格をあまり意識していなかった業者が落札したのではないかと考える。
質問2	適正価格は無効となった6者であって予定価格が高いのではないか。	工事の積算は、国や県が公表している歩掛を使用しているため、予定価格は適正に算出されているものとする。
質問3	歩掛とはなにか。	ある作業をするために、こういう作業員が何人必要か決められているものである。例えば1m ³ の掘削には作業員が何人必要で、この類の機械が必要というものが細かく定められており、工事の積算は施工数量を算出して、それぞれの歩掛基準に合わせ全体の工事価格が決まっている。
質問4	残りの6者は歩掛において配慮がない積算であったということか。	予定価格のほかに最低制限価格を設定しているが、最低制限価格制度は、国で定めた基準であり、ダンピング防止の観点から、工事の品質を担保するために最低限の価格を定めている。落札者を除く6者については交通規制等の制限のない施工のしやすい工事であり、最低制限価格で受注しても利益が出せると考え最低制限価格を狙ったと思われるが、積算のずれにより最低制限価格を下回ったのではないかと考える。
質問5	落札者と落札者以外の6者の金額に乖離がある理由はアンケートだけでは腑に落ちない部分があるので、もう少し踏み込んで確認してほしいが可能か。	競争が激しいような案件についてはもう少し精査して資料を提出する。
審議結果	<ul style="list-style-type: none"> ・適正に処理されていることを確認した。 (改善要望事項) <ul style="list-style-type: none"> ・落札者と落札者以外の金額に乖離がある場合はアンケートだけでなくほかの視点からも分析してほしい。 	

抽出事案3 令和2年度 八王子沖田1-3-2-1号線管路新設工事

	質問	回答
質問1	落札率が100%であったのはなぜか。	1度目の入札においても落札率が99.9%であったことから、本案件は学校付近の県道での工事であり、安全面から経費を下げるのが難しい工事であったと考えられ、結果的に落札率が偶然100%になってしまったと考えている。
質問2	契約解除の詳細を教えてください。	9/17に受注者より工事続行不能届けがあったため同日契約を解除した。工事の出来形については0%であったため、通常の再入札と同様の手続きで設計内容を見直し入札を行った。
質問3	設計内容の見直しを行ったのはどこか。	取付管及びます工を当初3か所の予定を2か所に減工した。
質問5	設計内容の見直しにより、予定価格の推測は可能だったのか。	当時の受注者が落札した時の条件は静岡県電子入札ポータルサイトで検索できるため、落札者がポータルサイトを確認したのであれば、入札状況はある程度理解できるため予定価格の推測は可能だったと考える。
質問6	工事続行不能となった理由はなにか。	資金繰りの悪化によりこれ以上工事が続行できないとの理由であった。
質問7	応札者は2回とも1者だが施工しにくい現場なのか。	小学校西側は変則の交差点であり、視界が悪く、通勤時の交通量も多いため、安全面には十分注意する必要があることから、万が一のことがあったらということを考えた会社があったのではないかと考える。また、現場の位置が岩盤の多い場所であるため不人気な案件ではないかと考える。
質問8	施工に時間がかかると工期も変わってくるのか。	工期は土質によって大幅に変わってくる。
質問9	現場状況は予定価格に反映しているのか。	当初設計では工期の設定を検討し、交通誘導員については施工場所が学校前であることから増員した。
審議結果	・適正に処理されていることを確認した。	

抽出事案4 令和2年度 東部処理区432号線管更生工事

	質問	回答
質問1	<p>入札参加業者5者中4者が辞退であり、3回目の入札により、不落随契での落札であったが、どう分析しているか。</p>	<p>本案件の入札参加者にアンケートを行った結果、入札金額の決定にあたっては、全ての参加者が工事に実際にかかる費用を参考にしたとの回答であった。本案件は管更生という特殊な工事であって、施工にあたっては専門業者を下請けにする必要があることから、外注に必要な金額を考えた上で、もうこれ以上は下げられないとした4者が入札を辞退し、落札者1者のみ応札した結果となった。不落随契については、入札不調対策として令和2年4月から導入しており、落札者の2回目の入札金額が予定価格の5%以内であったため不落随契移行への同意を確認し見積を徴した。なお、見積時に内訳書を提出してもらっており、一般管理費のみを削減していることから工事への履行には問題ないものと判断した。</p>
質問2	<p>予定価格の5%以内を不落随契とするのは一般的な考え方なのか。また、5%以内であっても不落に移行しないケースはあるのか。</p>	<p>予定価格の5%以内は富士市独自の基準であり、設定については近隣市町への確認、実際に導入している市町を参考とした。不落随契への移行は業者の同意が必要になるので同意されない場合は入札打ち切りとなる。</p>
質問3	<p>予定価格超過からの不落随契であれば落札率が100%になりそうだが、94%に下がったのは、どういう交渉を行ったのか。</p>	<p>交渉については、不落随契に移行をされるかの確認のみであって、価格面での交渉は行っていない。</p>
質問4	<p>不落随契では見積合わせをするのか。</p>	<p>不落随契では対象業者から見積書を徴する。</p>
質問5	<p>最初の見積りの時点で予定価格から94%まで下がったのか。</p>	<p>最初の見積時点で予定価格から94%まで下がった。</p>
審議結果	<p>・適正に処理されていることを確認した。</p>	

抽出事案5 令和2年度 富士市中央消防署女性職員専用施設整備主体工事

	質問	回答
質問1	入札金額にばらつきがあったのはなぜか。	入札金額にばらつきがあった原因は、既存トイレを風呂に改修する狭い箇所での居ながら工事であったことから、各者の経費算定に開きが生じたためと考える。落札者は最低制限価格を下回った業者の経費に比べ1.8倍、ほかの業者は1.5倍の経費を見込んでおり、また、アンケート結果より、入札金額の決定に当たっては実際の工事費用をもとに決定したとの回答であったため、このような結果になったものである。
質問2	年間何件ぐらい落札率100%があるのか。	統計をとっていないので即答はできないが、感覚的なものとして年3、4件程度ある。
質問3	応札者の中で1度目と2度目の入札金額が大きく乖離しているのは工事内容が変わったからなのか。	工事内容は変更しており、撤去工と仮設工を除いている。
質問4	入札金額にばらつきがあるため、工事の適正価格が分からないが、どのように考えているか。	当工事の規模であると手間工事が多いので、手間部分の積算であったり、狭い箇所による居ながら工事の経費の考え方で、ばらつきが出やすい工事である。
質問5	辞退理由に配置不可が4者あるが、ほかの工事を受注していて配置できないから辞退したのか、それとも特別な技術者の配置ができないということか。	配置不可というものは、技術者の配置が不可能であって、建設業法において、工事を行う際は主任技術者を配置しなければならないと定められており、特殊な技術者ではなく、建設業法で定められた技術者が配置できないため配置不可と記載している。
質問6	部屋を改修するだけの工事なのに技術者不足が発生するのか。	ここ数年、大きな工事がなくなって人手不足は解消気味だが、本案件はC等級の業者を指名しており、小規模な会社であったり、一人経営の会社や家族経営の会社もあるため、人手不足というのが常態化している状況である。
審議結果	・適正に処理されていることを確認した。	

抽出事案6 富士市東部浄化センター水処理棟1系生汚泥ポンプNo. 2更新工事

	質問	回答
質問1	一度不調になり、2度目の入札で指名業者11者中10者が辞退し、落札率が指名競争入札の案件の中で77.52%と一番低かったのはなぜか。	落札率が低い原因は、経費を大きく抑えられている点である。設計経費が280万円に対し、落札者の経費は150万円で53%程度に抑えられており、落札者へのアンケートでは得意分野の工事であり実際に工事にかかる費用をもとに入札金額を決定していたとの回答であったことから、落札率が抑えられたと考える。辞退者については、業者の多くが技術者を配置できないとの理由で辞退している。
質問2	業者によって辞退で配置不可になっているが辞退理由のない業者がいるのはなぜか。	辞退理由については、業者の任意の提出となっているため、今回の辞退は理由書の提出がなかったため確認できていない。
質問3	本案件は最低制限価格の設定がないのはなぜか。	最低制限価格については、工事費のうち製品費の占める割合が高く、製品の仕入れ価格によって入札金額が左右されるため最低制限価格を設定せずに入札を行っている。
質問4	専門工事の発注前に技術者の保有状況を事前に調査しているのか。	各業者の技術者の保有状況は、富士市以外の工事に従事している技術者もいるので特に調査はしていない。今回の工事発注時期が年末に近かったため技術者がすでに他の工事に従事していたのではないかと考える。
審議結果	・適正に処理されていることを確認した。	